

その御母は子紙贈二位讚岐守としとほど、あひぐしたまへりければ、としつなのきみ、御こにておはしけれど、けさやかならぬほどなりければ、やなほとしとほのぬしの子の定にて、たちばなのとしつなどてぞおはせし、のちになほ殿の御子とて、藤原になりたまひき、

〔源平盛衰記 十三〕行家使節事

新宮十郎義盛、折節在京ニ侍レバ、被召テ使節ヲ可被仰含カト、可然トテ、義盛ヲ召略ニ東國ニ罷下テ、同姓ノ源氏、年來ノ家人ヲ催上候ベシトテ、略下

〔袖中抄 十九〕るびすのみよりいだすちみちのくのえびすの身よりいだすちのこと。ちなれや逢ぬこひかな

顯昭云、おくのえびすは、わが子、人の子さだめんとするには、ち、が血と、子の血とを合に、我子なれば、親子のちひとつにあひぬ、こと人の子なれば、血ひとつにならずといへり、さてこと。うちなれやあはずとはよめる也。

〔尊卑分脈 十二〕頼親大和源氏祖

舍兄頼光朝臣卒去之後、世人加武將四天王之内、住大和國豐島郡、總而以當流、號大和源氏、永承五正廿五、依興福寺訴配流土佐國、

〔源平盛衰記 二十四〕頼朝廻文附近江源氏追討使事

十一月治承四年○十一日ニ、先近江源氏追討ノ爲ニ、略中古京ノ軍兵七千餘騎、路次ノ者共駈具シテ、一萬餘騎ニ及ベリ、

〔源平盛衰記 二十八〕頼朝義仲中惡事

同年壽永二年○三月ノ比ヨリ、兵衛佐頼朝源朝ト木曾冠者義仲源朝ト中惡キ事出來レリ、甲斐源氏、武田太郎信義ガ子ニ、五郎信光ガ纒言ニ依テナリ、